

# 契約・著作権への対応

平成20年3月27日

ライフサイエンス統合データベースセンター

# 契約・著作権に関わる作業部会での議論のまとめ

## - 今後のプロジェクトへの対応 -

### 中核機関での検討と文部科学省の見解

- ・文部科学省ライフサイエンス課所管のデータ産生型プロジェクトに関しては、データベースの構築を義務付けとその使用权を統合センター側に担保することを目的とした覚書を文部科学省と受託者間で締結することを目指す。
- ・ただし、下記内容であればライフ課としては公募要領への記載で対応したい。

(覚書案の骨子)

- ・データ産生型プロジェクトに関しては、プロジェクト費用にデータベース構築分を計上およびデータベース公開を義務付ける。
- ・統合データベース構築者へのデータベース提供を義務付ける。
- ・公開すべきデータ的具体化とインフォームド・コンセントに関わる配慮

### 作業部会での議論

- ・公募要領への盛り込みは速やかに進めるべき。
- ・公募要領への記載の具体化と採択、契約過程での問題点の検討と手順の具体化が必要

### 作業部会での結論

- ・作業部会の下に検討委員会を作り、上記の議論に基づく具体化策を検討する。

# 「脳科学研究戦略推進プログラム」公募要領への記載(1)

## (7) 統合データベースプロジェクトへのデータ提供

本プログラムはライフサイエンス分野のデータ産生を伴うプロジェクトであるため、本プログラムの実施者は、ライフサイエンス分野における研究に資するよう、本プログラムの実施の結果産生したデータ又はデータベースを、一般に利用可能な形で公開するべく努めるものとします。そのため、本プログラムの実施者は、毎事業年度にまとめる成果報告書の提出に合わせて、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は本プログラムで構築した公開用データベースの複製物を、ライフサイエンス統合データベースセンター※又は文部科学省の指定する機関に提供するものとします。提供された複製物については、ライフサイエンス分野のデータベース整備（統合データベース構築）に利用するため、これら複製物に関わる知的財産権を非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。なお、本プログラムの実施者は、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報提供に協力するものとします。

※ライフサイエンス統合データベースセンター (<http://dbcls.rois.ac.jp/index.html>)

生命情報のデータ又はデータベースはライフサイエンス研究を支える基盤であり、その整備を推進するため、文部科学省では「統合データベースプロジェクト」を実施しています (<http://lifesciencedb.mext.go.jp/>)。ライフサイエンス統合データベースセンターは大学共同利用機関法人情報・システム研究機構に属し、当該プロジェクトを実施するための中核機関です。本センターでは、我が国のライフサイエンス関係データベースの利便性の向上を図るため、データベース整備戦略の立案・評価、データベース統合化の基盤技術開発、及び統合化データベース開発等を行い、ライフサイエンスデータベースの統合化を推進しています。

なお、本センターは、ライフサイエンスの基盤となるデータの保存と配布の役割を担うデータデポジトリのサイトであり、データ提供者と競合するような研究活動を行う機関ではありません。

← データ/データベースの公開への努力

← データ/データベースの提供 (DBCLS or 指定機関へ)

← 非独占的な複製・改編権の担保

← 必要な情報の提供義務

← DBCLSと統合データベースプロジェクトの説明

← 提供者と競合しないことの説明

# 「脳科学研究戦略推進プログラム」公募要領への記載(2)

## (5) 知的財産権の取扱い

下記の知的財産権については、研究成果の取り扱いについて我が国産業の活力の再生を速やかに実現する事を目的としている「産業技術力強化法」(平成12年法律第44号)を適用すれば、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、委託機関・組織に権利がすべて帰属することとなります。

- ・ 特許権、特許を受ける権利(特許法)
- ・ 実用新案権、実用新案登録を受ける権利(実用新案法)
- ・ 意匠権、意匠登録を受ける権利(意匠法)
- ・ プログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権(著作権法)
- ・ 回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利(半導体集積回路の回路配置に関する法律)
- ・ 育成者権、品種登録を受ける権利(種苗法)
- ・ コンテンツ(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律)

ただし、「(7) 統合データベースプロジェクトへのデータ提供」の項に記載されている利用条件に同意することが応募の要件となります。

← データ/データベース提供  
利用の担保

## 今後の進め方

- ・ 今回の公募をモデルケースとして実効を上げると同時に問題点を抽出する。
- ・ iPS細胞関係など今後のプロジェクトへの継続的な適用をお願いする。